

瀬谷区寄り添い型学習支援事業 受託候補者特定に係る実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号の規定に基づき、瀬谷区寄り添い型学習支援事業（以下「学習支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準（以下「運用基準」という。）に定めがあるもののほか、この要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成し、提出するものとする。

- (1) 法人の概要
- (2) 学習支援事業の業務実施方針
- (3) 学習支援事業の業務実施内容及び実施手法
- (4) 学習支援事業の業務実施体制
- (5) 学習支援事業の業務管理運営体制
- (6) 収支予算書
- (7) その他学習支援事業の実施に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学習支援事業に対する理念及び業務実施方針の妥当性・実現性等
- (2) 業務実施内容及び実施手法の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- (4) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- (5) 収支予算の妥当性・実現性等

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人（以下、「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。

4 第1項各号の評価項目ごとの合計点が、各項目の配点の合計点の60%を基準点（小数点第1位を切り捨て）とし、1項目でも基準点を下回った場合は、失格とする。

5 総合計点が同点の場合は、業務実施内容及び実施手法の得点の高い者を1位の提案者として決定する。なお、業務実施内容及び実施手法の得点が高かった場合には、業務実施体制の得点の高い者を1位とする。

6 提案者が1者の場合にも評価を実施する。

7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価の集計及び報告
- (5) 最高評価の業者決定

2 評価委員会の委員は次の者とし、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 瀬谷区福祉保健課長 (委員長)
- (2) 瀬谷区地域振興課長 (副委員長)
- (3) 瀬谷区こども家庭支援課長
- (4) 瀬谷区学校連携・こども担当課長
- (5) 瀬谷区生活支援課長

3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。

5 委員長は、評価結果を瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 委員会の総務は、瀬谷区生活支援課が行う。

(評価の効力)

第6条 当該事業を安定的に実施するため、評価委員会での評価の効力は特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度に実施する事業に適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月8日から施行する。